

介護保険で利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割※を掲載しています。掲載している金額の他に、サービス内容や地域による加算などがあります。
 ※一定以上所得者は2割になります。くわしくはP11へ。

在宅サービス

★施設を利用したサービスの場合、食費・滞在費・日常生活費などは別途負担が必要です。

●訪問を受けて利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人						
<p>訪問介護 (ホームヘルプ)</p> <p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎身体介護 (20分以上30分未満の場合)</td> <td>245 円</td> </tr> <tr> <td>◎生活援助 (20分以上45分未満の場合)</td> <td>183 円</td> </tr> </table> <p>※早朝、夜間、深夜などは加算があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)</td> <td>97 円</td> </tr> </table> <p>※移送にかかる費用は別途負担が必要です。</p>	◎身体介護 (20分以上30分未満の場合)	245 円	◎生活援助 (20分以上45分未満の場合)	183 円	◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97 円	<p>介護予防訪問介護は「訪問型サービス」として、市が行う介護予防・日常生活総合支援事業に移行しました。 くわしくはP31へ。</p>
◎身体介護 (20分以上30分未満の場合)	245 円						
◎生活援助 (20分以上45分未満の場合)	183 円						
◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97 円						
<p>訪問入浴介護</p> <p>介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>1,234 円</td> </tr> </table>	1,234 円	<p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>834 円</td> </tr> </table>	834 円				
1,234 円							
834 円							